

試験研究用の2・4・6-トリターシャリーブチルフェノール、N・N'-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシル-パラ-フェニレンジアミン又はN・N'-ジキシリル-パラ-フェニレンジアミンの事前確認制移行について

輸入注意事項12第75号 (12.12.27)

改正①輸入注意事項13第5号 (13.3.22)

平成12年12月27日付け通商産業省告示第893号（輸入公表の一部を改正する告示）により、上記貨物の輸入は平成13年1月6日以降事前確認制に移行することになりました。

このため、平成13年1月6日以降の当該貨物の輸入については、平成13年1月5日までに関税法第67条の規定による輸入申告書又は同法第43条の3第1項の規定による蔵入承認申請書若しくは同法第62条において準用する同法第43条の3第1項の規定による移入承認申請書が受理されていない場合は確認書がないと輸入できませんので、別途昭和54年8月15日付け輸入注意事項54第16号に定める手続により経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室で確認を受けてください。①